

めの財政支出は厳しく抑制された。その後、「福祉見直し」論の総決算ともいえるべき「日本型福祉社会」論が70年代末に登場する。「福祉国家」にかわって「福祉社会」という用語が多用されるようになったのは高度経済成長後半からであるが、それは社会全体の福祉の実現というような単なる目的概念として用いられたのではなく、福祉充実の責任を「社会全体」に求めることによって生活保障についての国家責任を曖昧にし、福祉国家の理念をなし崩し的に否定する意図を含むものであった¹³⁾と考えられる。

「日本型福祉社会」論は「小さな政府」論と国民の自助努力の強調によって80年代における社会福祉・社会保障制度の「抜本的改革」に道を開いていくのである。

1981年には第二次臨時行政調査会が発足し、83年の最終答申にいたるまでの審議を経て、それ以後「財政危機」と「高齢化社会の危機」との「二重の危機意識」にのって臨調・行革路線の具体化としての「制度改革」が進行することになった。86年の『臨時行政調査会』以降、国の政策の動向は「福祉財源の削減」をねらいとした民間活力の導入と自律・自助・地域連帯が強調されることになる。

80年代後半からの社会福祉政策は、地域福祉を中心にした政策が意識され、なかでも具体的に在宅福祉サービスに焦点を当てるようになった。そこにおいては、福祉の地方分権という手法を通じて、国の福祉政策の転換が進められ、地方自治体の福祉政策に関する責任が変化した。地方自治体、特に市町村を中心とする社会福祉システムが作りあげられようとしていたのである。

このような国の思潮の一方、国民の求めるものも福祉や文化、環境などを中心としたものへと大きく転換していて、住民の多様できめ細かな要求に応えていくにはそれまでの「集権型のシステム」では著しく不都合となり「分権型システム」に転換することが求められていた。よって国に対して地方自治体の「分権」の要請が行われるようになり、これまでのような国と地方の従属関係の転換と地方の自律性、独自性を主張する「参加と分権」の強調が潮流となったのである。その流れのなかで、行政の政策過程全般にわたり地域住民

も政策アクターとして位置づける考え方が主張されることになり、住民同志の協働や住民と行政との協働を促し、社会的・公益的利益の追求を民主的かつ合理的に達成していこうとする動きが活発になった。

その後、1990年に社会福祉関係8法が改正され、市町村の役割が重視されるとともに市町村は今後の保健福祉政策の主体としてクローズアップされた。よって、市町村行政と住民との協働の必然性についての認識を高めることになった。

そういう潮流のなか今日、「コミュニティづくり」「まちづくり」のように地域社会を再形成し、住民共同意識と共同生活を再生させようとする主体的な住民活動が全国各地で展開されている。かつては住民同志の協働の領域を行政領域に取り込んでいかざるを得ない状況があったが、最近では再び住民活動が活発化しはじめて、逆に拡大した行政領域に住民活動が介入していくようになっている。一方、市民との対話・参加を得ながらの自治体の職員による自主研究・政策研究など自治体のさまざまな試みが各地で行われている。公共事業における民間セクターの活躍が社会的に強く求められているといえる。そういう状況において公私協働の必然性がいわれてきており、認識されつつであるといえるのである。ここで「公私協働」は、主体的に活動する「自立した住民」と「地方の時代」にふさわしい地方自治体とが互いにアイデアを出し合い、地域の問題解決のために力を合わせて働くことを意味し、実態的には部分的であるが本質的な意味での「協働」の方向に向かっているといえるのである。

2. 住民参加の拡大と変容

社会福祉における「住民参加」をめぐる論議は古くて新しいといえる。近年、住民参加論は新しい装いと方向性をもって進展してきている。

「参加」の概念自体は古い理念で、イセゴリア (isegoria 自律決定合意原理)¹⁴⁾ の例からも分かるように、ヨーロッパでは古代ギリシアのポリス社会における直接民主制の理念にまで遡ることができる。それ以来、伝統的に参加の問題は市民による権力過程や政策決定への参加、つまり民主主義の問題として主として政治学の考察の対象と